

高齢者のための福祉

地域包括支援センター

高齢者の在宅介護や権利擁護などの総合的な相談窓口として、箱根町社会福祉協議会内に地域包括支援センター（☎85-3002）を開設しています。

高齢者のさまざまな相談に、専門員が支援しますので、相談を希望する方は、直接センターへ連絡してください。

家族介護用品の支給

要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の方を在宅で介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ）を支給します。

日常生活用具の給付

認知症などにより用具の給付が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、介護保険対象外品目の火災警報器、電磁調理器を給付します。

給付額 購入または設置費用の9割

はり・きゅう・マッサージサービス券の交付

健康増進のため70歳以上の方に対し、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。サービス券は、町が委託した治療院、医療機関に限り利用できます。

交付枚数 年間一人3枚

助成額（1枚につき）

- ・治療院の場合 1,500円
- ・医療機関で受診する場合 各医療機関により異なります。

配食サービス

虚弱などの理由により、調理することが困難な方に対し、弁当を届けます。

対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で見守りが必要な方など

利用料 1食360円

利用回数 月・水・金曜日のうち週3回まで

後付け自動車急発進抑制装置等の設置費を高齢者に補助

自動車運転時のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故や衝突事故を防止するための安全装置を後付けした方に補助します。

対象車種 65歳以上の方が使用者となっている軽自動車または普通自動車で、自家用車両となっている車

補助額 当該装置の購入費および取付工賃の額（上限10万円）

対象者 次の項目を全て満たす方

- ・65歳以上の運転免許保有者
- ・町税などの滞納がない方
- ・当該装置をサポカー補助金の取扱い実績を有する店で設置してから、起算して1年以上使用する予定の方

申請方法 所定の申請書、車検証の写しなどを設置日から3か月以内に提出してください。

緊急通報システム

近隣に親族のいない65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、慢性疾患等により日常生活に注意を要する方に対し、緊急時の不安を解消し、日常生活の安全を確保するため、緊急通報システムを無料で貸し出します。

認知症等行方不明SOSネットワークへの事前登録

認知症が原因で所在不明となった際に一刻も早く発見して家族のもとに帰れるように、町に事前登録をしておくことができます。このネットワークは、警察等と連携し捜索にも役立てられます。

また、このネットワークの加入者については、町で個人賠償責任補償のある保険に加入しているため、登録された方が、万が一、法律上の損害賠償請求された際の経済的な負担を軽減できます。

GPS位置情報検索機器の貸与

「認知症等行方不明SOSネットワーク」に事前登録をされた住民の方とその家族の希望により、所在不明の際にその位置情報を検索するための機器を貸し出します。

発達などが気になるお子さんを支援する制度

障害児通所サービス

療育の必要なお子さんに、専門機関での必要な訓練などを提供します。

地域訓練会（なでしこ教室）

言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とそのお子さんを対象に、相談や訓練を行います。

開催日 月1回（原則第2金曜日）

場所 さくら館

児童言語訓練会（ことばの教室）

耳の聞こえや発音が気になる等の症状が継続的にみられていて、お子さんの言葉のことで悩んでいる保護者の方は、相談してください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象として、補聴器の購入・修理の費用の一部を助成します。

その他の制度

身体障害者手帳の診断書料の助成

身体障害者手帳の交付を受けるために必要な診断書の文書料を助成します。

障がい福祉サービス

障害者手帳をお持ちの方や難病の方に、ヘルパーの利用やグループホームへの入居、就労へ向けた訓練など、必要なサービスを提供します。

電話リレーサービス

聴覚障がい者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って、“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。

【必要機器】 お手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット端末

詳細や申込みは、「公益財団法人 日本財団 電話リレーサービス・モデルプロジェクト」のホームページを確認してください。（<https://trs-nippon.jp/>）

施設通所者の交通費の助成

福祉サービスなどの事業所に通う際の交通費を助成します。

災害時におけるストーム装具の一時保管

災害時に住居が被災した場合や町内の勤務先から帰宅困難になった場合などに備えて、個人所有のストーム装具を町がお預かりして保管します。申し込み方法など詳しくは問い合わせてください。

対象者 町内に在住、在勤または在学する方でストーム装具を使用する方

保管場所 箱根町役場、さくら館、温泉出張所、仙石原出張所、箱根出張所

NET119緊急通報システム

NET119緊急通報システムは、聴覚や発話に障がいのある方のための新しい緊急通報システムです。

スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

聴覚または言語機能の障がい等により、音声で会話することが困難である方で、箱根町に居住、または通学・通勤されている方が対象となります。

なお、このシステムは登録制となっていますので、詳しくは消防署まで問い合わせてください。

照会先 消防署 ☎82-4511

総合的な支援を行う相談窓口

障がい者やその家族の方の生活、障がい福祉サービスの利用など、いろいろな相談を町が委託している相談員が対応します。

また、月2回、役場およびさくら館で福祉相談会を開催します。

委託事業所 おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー（小田原市久野115-2 おだわら総合医療福祉会館1階）

☎0465-35-5258